（国庫納付金の納付期限）

第四条　国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条　法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計及びエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及びエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

2　前項に規定する出資金の額は、法第十三条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計及びエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3　法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

4　法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の項を削る。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十一号

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令

本則中「都市再生特別措置法」の下に「（次条において「法」という。）」を加える。

表東京駅・有楽町駅周辺地域の項中「東京駅・有楽町駅周辺地域」を「東京都心・臨海地域」に改め、「日本橋川」の下に「の中心線」を加え、「都道日比谷豊洲埠頭東雲町線、同区と中央区との区界線、同区と港区との区界線、都道外濠環状線、都道日本橋芝浦大森線及び」を「都道日比谷芝浦線、特別区道千第百四十六号、都道白山祝田田町線、都道外濠環状線、一般国道一号線、特別区道千第百四十八号、都道霞ヶ関渋谷線、都道外濠環状線、一般国道二百四十六号線、都道環状三号線、都道日比谷芝浦線、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線、同都市計画道路支線五の南側端線に相当する線、東海旅客鉄道東海道新幹線、特別区道第百九十六号線、特別区道第七百四十八号線、特別区道第千百十四号線、港区海岸二丁目と同区芝浦一丁目及び同区海岸一丁目との境界線、海岸線、隅田川の北側端線、亀島川の西側端線、特別区道中京第四百二号線並びに」に、「河川又は道路」を「都市計画道路以外の道路又は鉄道」に改め、「囲まれた区域」の下に「（東京都立浜離宮恩賜庭園の区域を除く。）」を加え、同項地域の欄に次のように加える。

東京都中央区の区域のうち、佃一丁目から三丁目まで、月島一丁目から四丁目まで、勝どき一丁目から六丁目まで、豊海町及び晴海一丁目から五丁目までの区域	
東京都港区の区域のうち、台場一丁目（十番及び十一番を除く。）及び二丁目の区域	
東京都江東区の区域のうち、豊洲一丁目から六丁目まで、東雲一丁目及び二丁目（首都高速湾岸線以北の区域に限る。）、有明一丁目（平成十四年十一月十四日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあった埋立地を除く。）、二丁目及び三丁目（十五番から十七番まで及び平成二十二年六月七日に同法の規定による竣功認可のあった埋立地を除く。）並びに青海一丁目及び二丁目の区域	
東京都の区域のうち、平成十一年五月二十一日に公有水面埋立法の規定による埋立ての免許のあった埋立区域（中央区の地先水面におけるものに限る。）	

表環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域の項を削る。

表東京臨海地域の項を次のように改める。

品川駅・田町駅周辺地域	東京都港区及び品川区の区域のうち、特別区道第千三十号線と特別区道第八百二十九号線、港区芝五丁目十七番及び同十八番と同区芝浦三丁目十一番と同区芝浦四丁目十六番と同区芝四丁目十一番と同区芝浦三丁目十六番と同区芝浦四丁目十一番と同区芝浦三丁目十二番と同区芝浦四丁目十一番と同区芝浦三丁目十一番と同区芝浦四丁目十一番と同区芝浦三丁目十一番と同区芝浦四丁目十一番と同区芝浦三丁目十一